

別添1

子育て応援講師(こっころ講師)登録・派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 子育て支援の技術を有し、県内で活動する実践者を登録するとともに、県内各地で実施される子育て支援活動に派遣して実践活動を行うことにより、子育て支援活動の活性化と子育て支援に取り組む団体や担い手を育成することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 県は市町村の協力を得ながら本事業を実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て応援講師(以下「こっころ講師」という。)

子育て支援の実践者であって、第5条に掲げる活動を行う者として県に登録したもの

(2) みんなで子育て応援隊(以下「こっころ隊」という。)

こっころ講師及び子育て支援活動に取り組む民間団体であって、県に登録したもの

(事業の内容)

第4条 県はこっころ講師及びこっころ隊の登録を行い、その登録内容を公開するとともに、こっころ隊の活動を支援するため、交流活動及び情報提供等の必要な取組を実施する。

(こっころ講師の活動)

第5条 こっころ講師の行う活動は次に掲げるとおりとする。

(1) 子育て支援活動に取り組む上で役立つ技術の伝達

(2) 子育て支援活動に取り組む団体の活動や運営に役立つ情報の提供やグループの紹介

(3) その他、子育て支援活動に関する相談に対する助言

(こっころ隊の登録要件)

第6条 こっころ隊として登録できる個人・団体はつぎの各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 個人の住所あるいは所属する団体の所在地が島根県内であること

(2) 自主的かつ継続的に子育て支援活動に取り組んでいること

(3) 島根県内で活動する民間団体等の交流や活動支援に積極的に取り組む意思があること

(4) こっころ隊の活動にあたり、営利を目的とした活動、政治的活動、宗教活動又はこれに

類する活動を行わないこと

(こっころ隊の登録申請)

第7条 こっころ講師への登録を受けようとする者は、「こっころ講師登録申請書(様式第1号)」により知事に申請するものとする。

2 こっころ隊への登録を受けようとする子育て支援活動に取り組む民間団体は、「こっころ隊登録申請書(様式第2号)」により、知事に申請するものとする。

3 知事は、前2項による申請内容を審査し適当と認めるときは、こっころ講師あるいはこっころ隊として登録する。

4 前項によりこっころ講師に登録された者は、同時にこっころ隊に登録されたものとする。

(登録の取り消し)

第8条 知事は、こっころ講師及びこっころ隊登録団体がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1)この要綱に反したとき、又は反することが明らかであるとき

(2)活動の実施にあたり著しく不誠実であると認められるとき

(3)登録辞退の申し出があったとき

(4)前号に掲げるもののほか、知事が取り消すべきものと判断したとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運用に必要な事項については、別に定める。